

子どもの重大事故等にかかる検証組織の設置について

平成30年3月28日

1 概要

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官等通知）」に基づき、教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、再発防止策を検討するための検証組織の設置を検討するもの。

2 検証組織・検証の対象範囲

検証の実施主体は市町村であり、その検証にあたっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行わなければならない。

組織名	：（仮称）教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会
位置付け	： 熊本市社会福祉審議会－児童福祉専門分科会の下部組織
委員構成	： 学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、各事業の識見者
対象事案	： ① 死亡事故 ② 重大事故として検証が必要と判断した事例（意識不明等）
対象施設	： 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業 ※）認可外保育施設については、熊本県において検証
開催時期	： 事故発生後速やかに開催

3 検証の流れ

